

4. 令和元年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	未徴収となっている本債権は、地方自治法施行令第171条の5第1項及び大阪市未収債権管理事務取扱規則第8条に基づき、徴収停止を行っている。 本債権は私債権で商行為によって生じた債権であるため、消滅時効は5年と考えており、その間は法人の状況を確認していく必要がある。	-
取組実績	令和元年11月6日付けで法務局で法人の履歴時効全部証明書を取得し、登記に変更がないことを確認した。	-
課題	法人の状況が不明	-
改善策	必要に応じて、法務局で法人の登記を確認する。	-

5. 令和2年度の取組内容 … 「1. 令和元年度の修正目標(=未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和元年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	登記上は倒産等していないため、法人の状況を確認する。	-

(参考) 平成30年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ')	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ")	政令指定都市 平均
過年度徴収率	0.0%	<input type="text" value=""/>	現年度徴収率	-	<input type="text" value=""/>	合計(過年度+現年度)徴収率	0.0%	<input type="text" value=""/>

※ ①、②を記載できない場合は、その理由